

参 考 資 料

税制措置の概要

(1) 国税

- ・ 基幹税である所得税と法人税に時限的に付加税を課す。

復興特別法人税	+	復興特別所得税	=	<u>9.7兆円程度</u>
〔0.8兆円/年(10%)×3年〕		〔0.3兆円/年(2.1%)×25年〕		



(2) 地方税

復旧・復興事業 1.9 兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等 (0.8 兆円程度 (推計)) については、地方税において復旧・復興のための臨時的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保する。

- 個人住民税均等割の税率の臨時的な引上げとともに 23 年度税制改正事項 (個人住民税の退職所得 10% 税額控除廃止による増収額約 0.02 兆円 (平年度ベース)) を復興財源に充当。

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{l} \text{個人住民税均等割の引上げ} \\ 0.06 \text{ 兆円/年 (年 1,000 円)} \times 10 \text{ 年} \\ = 0.6 \text{ 兆円} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{個人住民税の退職所得 10\% 税額控除廃止からの充当} \\ 0.02 \text{ 兆円/年} \times 10 \text{ 年} = 0.17 \text{ 兆円} \end{array} \right] = \mathbf{0.8 \text{ 兆円程度}}
 \end{aligned}$$

個人住民税の退職所得 10% 税額控除廃止からの充当										個人住民税均等割 [年 1,000 円増]		
約 0.02 兆円	約 0.02 兆円	約 0.02 兆円	約 0.02 兆円	約 0.02 兆円	約 0.02 兆円	約 0.02 兆円	約 0.02 兆円	約 0.02 兆円	約 0.02 兆円	約 0.02 兆円		
	約 0.05 兆円	約 0.06 兆円	約 0.06 兆円	約 0.06 兆円	約 0.06 兆円	約 0.06 兆円	約 0.06 兆円	約 0.06 兆円	約 0.06 兆円	約 0.06 兆円	約 0.06 兆円	
	0.02 兆円	0.07 兆円	0.08 兆円	0.08 兆円	0.08 兆円	0.08 兆円	0.08 兆円	0.08 兆円	0.08 兆円	0.08 兆円	0.06 兆円	
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度

※個人住民税均等割の引上げ 年 1,000 円の内訳は、都道府県 年 500 円、市町村 年 500 円

※個人住民税均等割の引上げは平成 26 年 6 月より実施

※個人住民税の退職所得 10% 税額控除の廃止は平成 25 年 1 月より実施

[参考]

年間の税負担額の試算 (付加税率2.1%の場合)

給与収入金額 ()内は給与所得者全体に占める累計割合	(単位:円) 夫婦子2人		(単位:円) 夫婦子1人(16歳未満)		(単位:円) 単身者	
	所得税額	付加税額 ()内は1ヶ月当たり	所得税額	付加税額 ()内は1ヶ月当たり	所得税額	付加税額 ()内は1ヶ月当たり
300万円 (40.5%)	11,500	200 (17)	43,000	900 (75)	62,000	1,300 (108)
400 " (58.6%)	43,500	900 (75)	75,000	1,600 (133)	94,000	2,000 (167)
500 " (72.9%)	78,500	1,600 (133)	122,500	2,600 (217)	160,500	3,400 (283)
600 " (82.3%)	129,500	2,700 (225)	192,500	4,000 (333)	230,500	4,800 (400)
700 " (88.0%)	203,500	4,300 (358)	300,500	6,300 (525)	376,500	7,900 (658)
800 " (92.0%)	334,500	7,000 (583)	460,500	9,700 (808)	536,500	11,300 (942)
900 " (94.5%)	494,500	10,400 (867)	620,500	13,000 (1,083)	696,500	14,600 (1,217)
1,000 " (96.2%)	666,500	14,000 (1,167)	792,500	16,600 (1,383)	868,500	18,200 (1,517)
1,500 " (99.0%)	1,770,600	37,200 (3,100)	1,978,500	41,500 (3,458)	2,103,900	44,200 (3,683)
2,000 " (99.6%)	3,338,100	70,100 (5,842)	3,546,000	74,500 (6,208)	3,671,400	77,100 (6,425)
2,500 " (99.8%)	5,012,000	105,300 (8,775)	5,264,000	110,500 (9,208)	5,416,000	113,700 (9,475)
3,000 "	6,912,000	145,200 (12,100)	7,164,000	150,400 (12,533)	7,316,000	153,600 (12,800)
5,000 "	14,512,000	304,800 (25,400)	14,764,000	310,000 (25,833)	14,916,000	313,200 (26,100)
10,000 "	33,512,000	703,800 (58,650)	33,764,000	709,000 (59,083)	33,916,000	712,200 (59,350)

- (注) 1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入(1年を通じて勤務した者)は、412.0万円。
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報(厚生労働省)」による一般労働者(パートを除く)の平均給与額は、483.3万円。
 3. 夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満に該当するものとして計算している。
 夫婦子1人の場合、子が16歳未満に該当するものとして計算している。(なお、夫婦のみの場合、夫婦子1人の場合と税負担額は同じ)
 4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。
 5. 付加税額については、100円未満を四捨五入して計算している。
 6. 給与所得者全体に占める累計割合は「平成22年分民間給与実態統計調査」による。なお、2,500万円超の収入区分における累計割合は不明。

23年度税制改正法案の扱いについて
(平成23年11月10日 民主党・自由民主党・公明党 税制調査会長)

政府修正案

法人課税

- ・実効税率を5%引下げ (法人税率 30%→25.5%)
- ・課税ベースの拡大等
 - －減価償却の見直し
 - －欠損金繰越控除の見直し
 - －研究開発税制の見直し 等
- ・中小法人に対する軽減税率の引下げ (18%→15%)
- ・中小企業関係租特の見直し

資産課税

- ・相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し 等
- ・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大 (孫)

個人所得課税

- ・給与所得控除の上限設定
- ・特定支出控除の見直し
- ・成年扶養控除の縮減 (低所得者・障害者等は存続) 等

消費課税

- ・地球温暖化対策のための税の導入 (石油石炭税の税率の上乗せ)

納税環境整備

- ・税務調査手続 (現行の運用上の取扱いを「法令上明確化」)
- ・更正の請求期間の延長等
- ・理由附記等



政府修正案どおり



法案から削除



政府修正案どおり

23年度地方税改正法案の扱いについて
(平成23年11月10日 民主党・自由民主党・公明党 税制調査会長)

政府修正案

個人所得課税

- ④ 給与所得控除の上限設定
- ④ 特定支出控除の見直し
- ・ 個人住民税における成年扶養控除(33万円)の縮減(低所得者・障害者等は存続)等
- ・ 個人住民税における退職所得の10%税額控除の廃止

所得税の改正が自動影響

法案から削除

施行期日の修正
(24.1.1→25.1.1)

法人課税

- ④ 実効税率を5%引下げ(法人税率30%→25.5%)
 - ④ 課税ベースの拡大等
 - ー 減価償却の見直し
 - ー 欠損金繰越控除の見直し
 - ④ 中小法人に対する軽減税率の引下げ(18%→15%)
 - ④ 中小企業関係租特の見直し
- ※法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲

法人税の改正が自動影響
(地方法人課税の税収は中立)

政府修正案どおり

納税環境整備

- ・ 税務調査手続
 - ① 現行の運用上の取扱いを「法令上明確化」
 - ② 更に手続を「新たに追加」(書面による事前通知等)
- ・ 国税の見直しにあわせた更正の請求期間の延長、理由附記等